

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月30日
【会社名】	DMG森精機株式会社
【英訳名】	DMG MORI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 雅彦
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 太田 圭一
【本店の所在の場所】	奈良県奈良市三条本町2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 森雅彦及び最高財務責任者 太田圭一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性（以下、重要性等）を考慮して決定しており、会社及び連結子会社59社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社68社及び持分法適用関連会社8社については、重要性等の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループにおいて売上収益が事業活動の規模及び成長を示す主要な指標として重視していることに鑑み、事業拠点の重要性を判断する指標として適していると判断した。各事業拠点の当連結会計年度の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上収益の概ね2／3に達している9社を「重要な事業拠点」とした。さらに、上記選定指標のみでは重要な生産拠点や、「重要な事業拠点」を統括する本社部門、事業拡大に伴い売上収益が増加傾向にある販売拠点などが評価範囲に含まれないため、事業特性、重要な勘定科目の金額規模を考慮して10社を「重要な事業拠点」に追加した。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、当社グループは主に工作機械の製造及び販売を事業としていることから、生産活動及び販売活動において多額に計上される売上収益、営業債権及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

期中に重要な事業再編、グループ会社の買収、情報システムの重要な変更等の変化が生じた場合は、そのリスクが財務報告に及ぼす影響を検討し、必要に応じて期初に決定した評価範囲を見直している。また、全社的な内部統制のうち良好でない項目がある場合には、各事業拠点へのリスク影響度を分析し、同様のビジネスモデルを採用している事業拠点を特定したうえで、当該項目に関連する業務プロセスのフローを確認し、影響を受ける勘定科目に関連する業務プロセスを特定している。良好でない項目の直接的影響が大きいと判断される事業拠点や業務プロセスを評価範囲に追加することを検討し、さらに類似性を持つすべての事業拠点へ展開する方針を定めている。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。